

江戸川区歩行喫煙及びポイ捨ての防止等に関する条例の一部を改正する条例

戸川区条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とし、同条の前に次の一条を加える。

(過料)

第八条 前条の規定に違反して歩行喫煙又はポイ捨てをした者は二千円の過料に処する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

歩行喫煙に罰則を設けることで、喫煙に伴う区民の健康への悪影響を未然に防止するため、本案を提出いたします。